

イギリス王冠の性質

松田 幹夫

- 1 中立権論議の根拠としての王冠
- 2 大臣助言制からみた王冠
- 3 忠誠義務からみた王冠

1 中立権論議の根拠としての王冠

1 自動的交戦原則は、ブリティッシュ・コモンウェルスのあるメンバーが戦争しているならば、他のメンバーもすべて戦争していると説く理論であって、従って、それはドミニオンの中立権を否定したが、その根底には、王冠を単一とみて、王冠に共通の忠誠を誓うという考えが横たわっていた¹⁾。ここで、自動的交戦原則は、ドミニオンの中立権を否定するという共通目的をもつため、王冠不可分説なる協力者を見出す。

たとえば、第2次大戦開戦前夜、南アフリカで参戦すべきか否かが大いに論議されたとき、ドミニオン党 (the Dominion party) によって代表される極端な親イギリス派は、「その主張を王冠の不可分性 (the indivisibility) に基礎づけ、国王は、グレート・ブリテンにおいて戦争状態であって、南アフリカにおいて平和状態にいることはできないこと、および、グレート・ブリテンによる戦争宣言は、自動的に南アフリカを巻き込むこと」を力説した²⁾。王冠を単一とみる考え、および、王冠に共通の忠誠を誓う考えが、なぜ王冠不可分説と手を握らねばならないのか、不可解とはいえ、ケネディおよびシュロスバーグが、「帝国の残余が戦争状態にあるあいだ、ドミニオンが中立にとどまる権利に関して

1) 拙稿「自動的交戦原則の検討」『独協法学』第4号・昭和47年・59—60ページ。
2) South Africa. The Round Table, Vol. 30, 1939, p. 203.

は、国王が戦争宣言するとき、彼の領土およびドミニオンすべては戦争状態にあると述べることで、充分である。国王の法的地位の可分性 (the divisibility) についての承認は、存在しない³⁾とするのも、王冠の不可分性に根ざすドミニオン中立権の否定論と了解して、誤りではないであろう⁴⁾。

2 これに反し、ドミニオンの中立権を肯定するものは、王冠の可分性を根拠とする。たとえば、ジョンが、「王冠は、可分的であるか、相互の関係において複数であり、国王は、個別的に各ドミニオンの国王である。法的に承認されていなくても、慣行上、中立権および脱退権は、ほとんど、疑いないものである⁵⁾」といい、また、グラタンが、オーストラリアの中立権を主張して、「われわれは、いまや、もしオーストラリアがブリティッシュ・コモンウェルスの構成国としてのオーストラリアに属するすべての権力を履行することを望むならば、オーストラリアは、他のイギリス構成国を交戦国とする戦争において、みずからを中立国であると宣言できるむねを表明し得る。この権利は、もしほかにないならば、王冠の可分性の定説に頼ることが、可能である⁶⁾」と論じる場合、このことは、鮮明度を増す。

カナダの主権国家性を熱烈に説くエワートも、1932年、つぎのように述べた。「カナダは、いずれの点においても、連合王国のコントロールのもとにはない。カナダは、主権の二つの国際的テストを果たす。すなわち、カナダは、外国と

3) Kennedy, W. P. M. and Schlosberg, H. J.. The Law and Custom of the South African Constitution, 1935, p. 484.

4) 王冠の性質に関し、divisibility は常に「可分性」と訳し、indivisibility は常に「不可分性」と訳す。ただし、大平教授は、divisibility を「分割性」と訳される(大平善梧「ドミニオンと中立」『法学新報』第59巻9号・昭和27年・39ページ)。王冠は、概念上、分割可能か否かが問題となっているともみられるから、「分割性」でもさしつかえないようである。だが、これであると、これの反対形、つまり、indivisibility の訳語を見い出すのが、いささか困難である。また、大平教授は、「分離性」という訳語も使っておられる(大平・前掲・39ページ)。しかし、これは、「分割性」ほどには適切な訳語と思われぬ。かつ、同一論稿で同一原語に違った訳語を使用することも、原則として、排除されるべきであろう。

5) Joshi, A. N., The New Constitution of India, 1937, p. 403.

6) Grattan, C.H., Could Australia Remain Neutral in a World War? in "Australia's Foreign Policy" ed. by Duncan, W. G. K., 1938, p. 132.

イギリス王冠の性質

外交代表を交換し、イギリス政府から全く独立に外国と条約を結ぶ。国王は、可分的であって、ときには、彼の王国の一つ『に関し (in respect of)』、王国の他とは別個に行動する。彼は、別個のセットの大臣を有する。そして、各セットは、彼らが代表する国の問題について、国王に助言を与える排他的権利をもつ⁷⁾。しかりとすれば、つぎの結論が出るには、時間を要さない。「カナダは、カナダが好むまま、中立および戦争を宣言できる⁸⁾」。

従って、ドミニオンの中立権を確立することに先鋭的であったヘルツォグ⁹⁾を、王冠可分論者としてつかまえていいことは、いうまでもなく、南アフリカの「総理大臣は、イギリス政府による反ばくなしに、王冠がいまや可分的とみなされなければならないこと、および」、南アフリカが、「いまや、随時に、コモンウェルスから脱退し、イギリスの戦争のさいに、中立にどどまり得ることを主張した¹⁰⁾」と、1936年に観察されている。

このように、カナダにおいても、南アフリカにおいても、中立権に関し、王冠可分説が主張されているなら、アイルランドにおいても主張されているのではないかということは、想像にかたくない。そこで、1934年、マンサーは、こう述べた。『王冠の統一は』と、ドミニオン問題担当国務大臣エイムリー氏 (Mr. Amery) は、1926年の演説で、語った。『ブリティッシュ帝国憲法上、重要な点である』と。そして、彼は付け加えた。『ブリティッシュ帝国の王冠は、一つであって、不可分である』と。それは、自由国の受け入れることのできない説である。自由国の憲法的骨格は、一連の憲法のおよび法的フィクションを通じ、コモンウェルスのそれぞれの国家の内閣によって与えられる違った助言に基づいて機能する若干の君主制という基本的概念上に確立される。不可分の王冠という考えは、弁護できないと思われる。』「不可分の王冠に基づいて、コモ

7) Ewart, J. S., *Canada and War*, *The Canadian Bar Review*, Vol. 10, 1932, p. 495.

8) *Ibid.*, p. 495.

9) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法学』第3号・昭和46年・37—39ページ。

10) Keith, A. B., *Letters and Essays on Current Imperial and International Problems: 1935—1936*, 1936, p. 7.

ソウエルズをまとめてとらえようとするいかなる試みも、失敗を予定されたもののようにみえる。」「もし人が王冠の統一を要求するなら、そのとき、その王冠は(アイルランドに関して)、外国の王冠である。しかし、自由国の外交政策の大部分は、アイルランド王国 (the Kingdom of Ireland) の概念に基礎づけられる。アイルランド自由国の王冠は、グレート・ブリテンの王冠とは全く区別される¹¹⁾」。マンサーは、中立権についてザッハリッヒな言及をせず、外交政策一般について王冠可分説を徹底的に推し進めるが、アイルランドは、アイルランド国民の眼には、主権独立国家 (a sovereign and independent state) であり、かつ、常にそうであったと断定している¹²⁾ところから類推すると、1922年憲法下であったにもかかわらず、アイルランドは、その国家的本質において、中立権を所有するといおうとしているかのごとくである。

3 いま、眺めて来たとおり、ドミニオンの中立権を否定するものは、王冠不可分説に立脚し、中立権を肯定するものは、王冠可分説に立脚しているのであって、ドミニオンの中立権を否定するにせよ、肯定するにせよ、その基礎では、王冠の性質について意見が対立しているわけである。ゆえに、ドミニオンの中立権を取り扱うに当っては、王冠の性質を確定する作業が、不可避的に要請されるであろう。はたして、王冠は可分的であるか、それとも、不可分的であるか、この点を明確にするのが、本稿の目的である。

2 大臣助言制からみた王冠

1 物理的に王冠が一つであり¹³⁾、国王または女王がひとりの人間であることは、いうまでもないが、この一つの王冠を概念的に分けることはできないであろうか。前にみたとおり、ドミニオンの中立権を肯定するものは、王冠の可分性に準拠し、中立権を否定するものは、王冠の不可分性に準拠した。しかしながら、王冠は、なぜ可分であるか、または、なぜ不可分であるかという一段

11) Mansergh, N., *The Irish Free State: Its Government and Politics*, 1934, p. 264.

12) *Ibid.*, p. 266.

13) 「王冠とは、なにか。物理的には、それは、ロンドン塔におかれてある宝石で飾られた帽子 (a jewelled hat) である」(Fawcett, J.E.S. *The British Commonwealth in International Law*, 1963, p. 79)。

イギリス王冠の性質

掘り下げた点にはいと、論者の説くところは、必ずしも、詳細ではない。そこで、ここでは、大臣助言制の見地から王冠の性質を分析する。

中立宣言を発するのは、本来的に、国王の権限であった。しばらく、ドーソンの所説を眺めてみよう。「イギリス王冠の権限は、実際のところ、非常に広く、二つの源泉、すなわち、制定法 (statute) およびコモン・ロー (common law) から引き出される。前者の源泉から生じる権限は、もちろん、議会制定法 (acts of Parliament) に見い出される。コモン・ローから引き出されるそれは、近代的意味での議会が存在する前、初期のイギリス主権者によって所有された本来的権限の生き残りであって、一般に『大権 (prerogative)』の語で記述される。」「大権的権限は、制定法によって王冠に与えられた権限と同一の法的妥当性をもつ。」「制定法的権限は、明らかに、単純、明白、明示的で、容易に確認される。しかし、その起源を霧のような過去に見出し、機会が発生したときのみ、裁判所によって解釈される大権は、比較的、不確実で不明瞭である。制定法的権限は、不変に増大し、事実、近年、大いに拡大された。他方、大権的権限は、縮小し得るが、明らかに、拡大し得ない。なぜなら、もし新しい執行的権限が有効な先例に依拠するならば、それは、拡大でなく、再生に過ぎないからである。そして、もしそれが議会制定法によって新生命を与えられるならば、それは、制定法的権限になるのであって、大権になるのではない。それでも、大権は、極めて重要である。そして、その重要性は、ある程度まで、制定法の制定によって影響されるとはいえ、広く大権的権限であるつぎのものによりイギリス政府において演じられる役割りを考察することによって、容易に評価されるであろう。すなわち、公務員の任命および解任、議会の召集、停会および解散、貴族の創設および称号の授与、恩赦権、戦争および中立の宣言、講和締結、条約の作成または廃棄、ならびに、外交関係の開設および終了¹⁴⁾」。

2 こうして、中立宣言が、戦争宣言などと並んで、王冠の大権に属することが、判明した。しかし、かかる大権が行使されるときは、議会に責任を負う大臣の助言に基づかなければならないのであって、この点は、伊藤教授が、つ

14) Dawson, R. M. Ward, N., *The Government of Canada*, 1965, pp. 157—158. 同旨、末延三次「イギリスの国王」『比較法研究』第11号・昭和30年・6ページ。

独 協 法 学

ぎのように、明らかにされる。「法的には、宣戦講和の権限、条約締結権は、コモン・ロー上の完全な国王大権として助言をうける必要はないが、いうまでもなく、慣例は、国政の一部として、内閣が実質的にこれを決定する。この場合、慣例は、さらに、内閣は、庶民院がその政策を承認すると考える十分の根拠なくして、宣戦その他の外交的決定を行うことが許されないことを、要求している¹⁵⁾」。そして、ハーベイは、中立宣言を明示して、同様に、こう述べる。「戦争および平和の状態の布告、ならびに、中立宣言は、助言に基づいて行動する王冠の大権行為であって、憲法的慣行は変化したとはいえ、議会の同意または確認を概して有した¹⁶⁾」。

ドミニオンが植民地的段階にとどまっていた限り、中立宣言を含む外交的な大権には、なんらの問題も、起り得なかった。たとえば、I・ジェニングスは、「外交問題を処理する権限、ことに、戦争をし、平和を宣言する権限は、総督(the Governor-General)に委任されず、イギリスの大臣の助言に基づいて、それを行使する国王によって保持された。こうして、ドミニオンは、それらの同意なしに戦争しているそれら自身を、1914年に見い出した¹⁷⁾」という。ところが、このように、外交上の大権がドミニオンに派遣されている総督に委任されなかったという論旨は、第1次大戦前のドミニオンに通用しても、第1次大戦後、主権国家の標識を着々と身につけ始めたドミニオンには、通用しないのではないか。それとともに、外交上の大権は、新たな究明にさらされなければな

15) 伊藤正己『イギリス公法の原理』昭和32年・85ページ。

16) Harvey, H. J., *Consultation and Co-operation in the Commonwealth*, 1952, p. 40.

17) Sir Ivor Jennings, *Constitutional Laws of the Commonwealth*, Vol. 1, 1957, p.122. オCONNELLも、同じように、述べる。「植民地の発展は、一つであり、かつ不可分であり続けた王冠という法人格の古い学説に、なんの効果も与えなかった。王冠は、帝国の大臣の助言に基づいて、行動した。そこで、王の大権という大きくて重要な分野で、政策を決定するのは、ホワイトホールであった。この分野は、外交問題、すなわち、条約締結、外交代表、および、講和と戦争との宣言、ならびに、しばしば、軍隊のコントロールの大権のような王冠に留保され、王冠植民地総督に委任されない大権を含んだ」(O'Connell, D. P., *International Law*, Vol. 1, 1965, p. 387)。

イギリス王冠の性質

らない。

第1次大戦後、1929年、キースは、つぎのように述べた。「差し控えられた大権は、イギリス法上、完全に主権的な権限にのみ属するものとみなされるものだけである。それらは、戦争または中立を宣言し、および、講和をなし、条約を締結し、外交代表を信任し、領土を併合し、称号を授け、ならびに、貨幣を発行する権利を含む」。ドミニオンは、「戦争もしくは中立を宣言、または、講和を締結することはできない、なぜなら、これらは、まだ、国王みずからに留保される権限であるからである¹⁸⁾」。「差し控えられた大権」の中に、「条約を締結し、外交代表を信任」する権利が含まれていることは、1923年におけるカナダによる条約締結権の行使、1924年におけるアイルランドによる外交使節派遣権の行使といった画期的な変化をことさらに無視しているように思われるため、率直に受け入れることができないものの、それでは、大権が全く総督に委任されなかったかということ、そうではなく、1931年、キースは、こう論じた。「総督は、それがドミニオン政府にとって必要である限りにおいて、彼の政府とともに、王冠の大権の貯蔵所 (the repository) である。黙示的または明示的条件によって、委任があるように思われない大権は、ただ、外交代表を接受および信任し、戦争および平和を宣言し、称号および貨幣を授けるという非常に高度な主権的権利 (the very high sovereign rights) である¹⁹⁾」。つまり、キースによれば、大権には、総督に委任されるものと委任されないものがあり、戦争宣言のような非常に高度なものは、後者に属する関係上、ドミニオンの戦争権は、容認されない。だが、ドミニオンの元首がイギリスの元首と同一人物であること、ならびに、ドミニオンに派遣されている総督がイギリスの元首のパーソナルな代表に過ぎないことを顧慮すると、かかる大権の配分法的考察ないし大権総督委任説は、問題解決にほとんど役立たないであろう。表面的な大権配分状態よりも、そのような状態を生み出すに至った要因が、ここでの対象である。

3 1934年、南アフリカでは、注目すべき二つの法が制定された。その一つ

18) Keith, A. B., *Dominion Autonomy in Practice*, 1929, pp. 4, 14.

19) Keith, A. B., *An Introduction to British Constitutional Law*, 1931, p. 173.

は、ウェストミンスター法を採択するための連邦地位法 (The Status of the Union Act) で、その第4条1項は、「連邦行政府は、その国内または国外問題のいかなる面に関しても、連邦國務大臣の助言に基づいて行動する国王に帰属させられ、および、国王陛下みずから、または、彼の代表としての総督によって管理される」と規定した。もう一つは、南アフリカの行政府の首長としての国王の行為を定める王の行政機能および国璽法 (The Royal Executive Functions and Seals Act) で、その第4条1項は、「連邦行政府の首長としての国王の意思および欲求は、彼の親署のもとで書くことにおいて表明され、および、あらゆるそのような文書は、国王の連邦大臣のひとりにより連署される」と規定した。

そして、この二つの立法によって、ヘルツォグは、王冠の可分性および中立権を確立せんとする彼の目的を成就したと評され²⁰⁾、また、国王に代って中立宣言を布告する総督に完全な権威を与える措置をとったとみられている²¹⁾。特に、シュアートは、王の行政機能および国璽法に着目し、この法のもとで、「十分な機構 (ample machinery) が、連邦に関し、王冠の中立を宣言するため、すでに存在している。」「コモン・ロー規範は、常に、立法によって制限され得る。それゆえに、国王陛下の宣言の効果立法によって変更することは、連合王国同様、いずれのドミニオンにも開かれている²²⁾」とする。さらに、連邦地位法前文には、「主権独立国家 (a sovereign independent state) としての南アフリカの地位」という文字もみえており、これが、正式の独立宣言といえなくても、実質的にそういえる点、主権・独立・民主国家と宣明したアイルランド1937年憲法第5条と軌を一にする。F・R・スコットが、「1934年の南アフリカ立法は」「国家性の証拠として存立した²³⁾」と説くゆえんである。

20) Keith, A. B., *Letters and Essays on Current Imperial and International Problems: 1935—1936*, 1936, pp. 37, 68, 69.

21) Keith, A. B., *The King and the Imperial Crown: The Powers and Duties of His Majesty*, 1936, p. 445.

22) Stewart, R. B., *Treaty Relations of the British Commonwealth of Nations*, 1939, p. 383.

23) Scott, F. R., *The End of Dominion Status*, *The American Journal of Interna-*

イギリス王冠の性質

クローキーが、戦争権に関し、「南アフリカの法では、当時、南アフリカの大
臣が助言しない国王の行為は、南アフリカを戦争状態におくことができなかつ
た²⁴⁾」というとき、彼の念願にあったのが、1934年の立法であることに疑いは
ない。そのクローキーによると、南アフリカのこうした立場をアイルランドに
おいて達成したのが、1937年の執行権限法（国外関係法）である。同法におい
て、アイルランドの大臣によって助言されるあいだのみ、国王がアイルランド
の一定の国外関係のために行動できることは、すでに述べた²⁵⁾。その上、1937
年憲法第28条3項1は、戦争宣言および戦争参加には下院の同意を必要とする
と規定したため、これをもって、戦争宣言する大権は廃止されたと、クローキ
ーは結論づける²⁶⁾。

4 第2次大戦開始にさいし、イギリスの行動に盲従しなかったアイルラ
ンド、南アフリカ、カナダ²⁷⁾のうち、前二者が、あらかじめ、主権国家性を法文
化したばかりでなく、大臣助言制を前面に出して、王冠可分説を実現する国内
法的措置をとっていたことは、興味深い。F・R・スコットの言を借りるなら
ば、「南アフリカおよびアイルランドは、ドミニオンのランクに存する 黙示的
な服従をそれら自身から駆除することにおいて、他のものをリードし、完全
国家的独立 (complete national independence) の定説をそれら自身のために確立
した²⁸⁾」わけである。

カナダの場合、かかる国内的措置はとられなかったようである²⁹⁾ものの、
早くも、1923年、エワートは、戦争宣言の大権につき、つぎのような見解を繰

tional Law, Vol. 38, 1944, pp.41—42.

24) Clokie, H. M., *International Affairs: The British Dominions and Neutrality*
The American Political Science Review, Vol. 34, 1940, p. 740.

25) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法
学』第3号・昭和46年・43ページ。

26) Clokie, *op. cit.*, p. 740.

27) 拙稿・前掲・52ページ。

28) Scott, *op. cit.*, p. 39.

29) 南アフリカおよびアイルランドと対照的に、「カナダ、オーストラリア、ニュー・
ジーランドは、1931年以後、そんなに劇的に、または、そんなに広汎に、平等の理
論を發展させなかった」と、F・R・スコットも観察する (Scott, *op. cit.*, p. 40)。

り広げた。「戦争宣言することが、国王の大権であり、彼の行為により彼の臣民すべてが拘束されると、よくいわれる。しかし、二つの理由によって、そのことは正確でない。第1に、もし、カナダの地位がすべての点で連合王国のそれと平等であり、それらの唯一の政治的つながりが国王であるならば、そのとき、国王による戦争宣言は、連合王国の主権者としての彼の能力において、カナダで効果をもたないであろう。あたかも、類似の宣言が、カナダの主権者としての彼の能力において、連合王国で効果をもたないであろうように。」「第2の理由は、大権が消え去ったということである。今日、われわれの国王は、独立に行動する大臣の教箇の集団のおのおのの別個の助言に基づいて、行動する。大臣は、それらのおのおのの議会によって、コントロールされる。そして、政治的平等の基礎を与えられたので、大臣の集団および議会は、いずれか他の集団および議会のために、行動または発言できないのである」。従って、「(1)カナダにおける戦争状態の発生は、カナダ自身の排他的コントロール内の事項である。(2)その結果、もし戦争状態にあるとき、カナダがそこにとどまることを選ぶならば、カナダは、たとえ連合王国が他の行動をしても、そうすることができる。(3)その結果、カナダは、連合王国と平和状態にある国家と戦争状態であることができる。(4)その結果、連合王国が戦争状態にあるとき、カナダが戦争状態であるとの考えは、『古代史 (ancient history)』であり、その意見のままである誰もが、『100年前の条件で考えている』のである³⁰⁾」と。このように、自動的交戦原則を排斥するさいのエワートの語調は、かなり、辛辣である。

そこで、第2次大戦開戦のとき、イギリスとは別個に、対独戦争宣言を発したカナダの手續きについて観察してみよう。戦争宣言が国王の大権に属することは、たびたび、触れたが、イギリス領北アメリカ法からこれに関連する規定を拾い出すと、おおよそ、こうである。すなわち、ビクトリア女王 (Queen Victoria) の治世に制定された1867年のイギリス領北アメリカ法 (the British North America Act)、つまり、カナダ憲法をみると、カナダの行政権および統帥権 (the Command-in-Chief) は女王に帰属すること (第9条、第15条)、女王

30) Ewart, J. S., *Canada and British Wars, 1923*, pp. 80—81, 83.

イギリス王冠の性質

は元老院 (the Senate) と称される上院および下院とともにカナダ議會を構成すること (第17条)、この議會の権能の一つに防衛問題が含まれること (第91条7項) が規定されており、これらの規定がコモン・ロー規範と相まって、国王または女王をカナダの戦争宣言の形式的主体としているものと解される。

1939年9月7日、カナダ議會は、召集された。開院式の勅語 (the Speech from the Throne) は、戦争への積極的参加に重点をおき、9月9日、下院 (the House of Commons) によって、異議なく受け入れられた。内閣は、その夜、会合し、枢密院で総督の同意を得て、布告によって9月10日からカナダ・ドイツ間の戦争状態を宣言するよう国王に請願する権限を首相に与える枢密院令を認可した。国王陛下に請願を提出せよとの訓令は、在ロンドン・カナダ高等弁務官 (High Commissioner) に海底電線で通信され、国王の裁可を伝える高等弁務官の回答は、9月10日午前11時15分、オタワで受信された。布告は、午前12時40分、カナダ官報の特別版に発表された³¹⁾。戦争権を行使したカナダでさえ、元首がロンドンにいる関係上、これだけの手続きをとった。いな、むしろ、合憲的に、こうした手続きを踏んだからこそ、「ブリテンが戦争にはいって1週間後、国王ジョージ6世は、自分のカナダの大臣の助言に基づいて、カナダが正式に戦争状態にはいったことを告知した³²⁾」といえるのではないか。「戦争宣言において、国王がそのカナダの大臣の助言に基づいて発言したのは、初めてである。これは、憲法上、非常に重要な事実である。宣言の形式に対する責任は、カナダのものであり、かつ、カナダのもののみである。なぜなら、ロンドンは、電報で打たれたドラフトを受けとったあとでのみ、それを知ったからである³³⁾」。こう、ディーンは叙述するが、さながら、16年前にエワートが提唱した理論を忠実に実行したかのごとくである。

つまり、参戦の実質的決定は、内閣でなされたこと、その決定は、議会で承認されたこと、国王は、大臣の助言に基づいて、正式に戦争宣言したこと、戦争宣言に対する責任は、カナダのみが負うこと、これらの事実から、カナダの

31) Harvey, op. cit., p. 41.

32) Dean, E. P., Canada at War, Foreign Affairs, Vol. 18, 1940, p. 292.

33) Ibid., p. 292.

戦争宣言が民主的な大臣助言制に従って行なわれたことが、判明すると同時に、国王がカナダの元首としてのみ行動したことが、看取される。戦争宣言についての責任は、ロンドンのあずかり知るところではない。この場合の国王の行動に多少なりともイギリスに影響する要素が含まれているなら、その国王の行動にロンドンが責任を負わないということは、あり得ない。国王の側からすれば、イギリスだけの元首として行動することもあれば、カナダだけの元首として行動することもあるわけであって、このような現実、王冠が可分的であることを、いみじくも物語る。そして、カナダの場合、アイルランドおよび南アフリカと異なり、特別の国内法的措置を講じることなく、王冠可分説を実現した。

5 ドミニオンにおける大臣助言制が真に機能する制度であるならば、王冠は、可分的をたざざるを得ない。戦争宣言または中立宣言がロンドンにおいてのみ決定されるとすると、ドミニオンの政府ひいては議会が、そうした重要事項の決定の外におかれることを意味し、大臣助言制に内在する立憲性ないし民主性を著しくそこなう。

ウイーアは、1926年のバルフォア報告がブリティッシュ・コモンウェルスのメンバーに「自治的 (self-governing)」の形容詞をつけたことをとりあげ、「自治的」とは「自決的 (self-determining)」にほかならなると主張する³⁴⁾。また、彼はいう。「内閣政治、すなわち議院内閣制が行なわれている大多数の国々においては、習律は、統治の実際の作用において、国家の首長のもつ法律上の権能を、他人の手中に移させる働きをしているということがみいだされる。」「とくに、宣戦を布告し、外交関係を処理したり」「する場合には、国家の首長が、憲法上の法に基いて保有するような権能は、習律によって他の者の助言と発議に基いて行使され、そしてこの権能の行使に対しては、助言を与え、発議を行った者が責任をとるということをみいだすのが通常である³⁵⁾」。さきに扱ったとおり、ドミニオンにおける議院内閣制の歴史は古く、その発端は1839年にさ

34) Wheare. K. C., *The British Commonwealth: A Symposium: The Nature and Structure of the Commonwealth*. *The American Political Science Review* Vol. 47, 1953, p. 1019.

35) K・C・ウィーア (伊藤正己・小堀憲助訳) 『現代の憲法』昭和29年・241ページ。

イギリス王冠の性質

かのぼる³⁶⁾。当初、内政面に限定されていたその管轄範囲は、第1次大戦を機会に、外交面に拡大された。そして、時間が経過して、ドミニオンによる主権国家性取得が最終段階に達したとき、戦争権および中立権がドミニオンに帰属したのではないかという仮定は、十分に成り立ち得るであろう。

ここで、ドーソンの学説に当ると、彼は、カナダでは、大権の「非常に実質的な部分が、慣行上、総督によって行使されず、カナダ内閣の助言に基づいて行動する女王に、実質上、残る³⁷⁾」と指摘する。続けて、彼は、戦争宣言は、称号の授与、外交代表の任命、条約の批准その他と同じく、カナダ内閣が総督でなく女王に助言する行為であると説く³⁸⁾。大権総督委任説が無視されている一方、大臣助言制が重視されていることは、興味深いが、こうして、中立権がドミニオンに認められるとすると、それをどうとらえるか。たとえば、リンネは、それを大権の可分 (teilbar) ととらえた³⁹⁾。これは、大権そのものを抹殺しない点で、大権総督委任説と同じ陣営に組み入れられるであろう。また、よし大権総督委任説を許容するとしても、「総督は、本国の政府の代理人ではなくて、国王の代理人であり、自治領政府の助言に従って行動する⁴⁰⁾」ため、王冠可分説と対立しない。しかしながら、I・ジュニングスがいうとおり、本来、「イギリスの大臣の助言に基づいて」行使される権限を「大権」と称するのなら、ドミニオンの大臣の助言に基づいて行使される権限をもそう呼ぶのは、適切でなく、クローキーおよびエワートにならって、大権は消滅したと把握すべきであろう。なお、王冠可分説は、コモンウェルス全体の戦争状態を想定しないかという点、それは想定する。だが、その場合、イギリス政府およびドミニオン政府による助言とそれに応じた複数の戦争宣言とが要求されるのであって⁴¹⁾、往時と異なり、単数の助言と単数の戦争宣言のみをもって、満足しない。

36) 拙稿「植民地の中立権からみたブリティッシュ帝国」『独協法学』第2号・昭和45年・60—61ページ。

37) Dawson, op. cit., p. 158.

38) Ibid., p. 159.

39) Rynne, M., Die völkerrechtliche Stellung Irlands, 1930, S. 255.

40) 伊藤『イギリス公法の原理』昭和32年・88ページ。

41) Stewart, op. cit., p. 387.

王冠が不可分であるためには、コモンウェルス全体に管轄権を行使するなんらかの中央機関が、存在しなければならないであろう。しかるに、かような機関の存在しないことは、ブリティッシュ・コモンウェルスの構造の顕著な特性の一つとして、ロウエルがコモンウェルス全体に管轄権を行使する中心的な議会および行政府が欠如しているのを指摘した⁴²⁾のをまつまでもなく、余りにも、明白である。「中央集権的帝国 (the centralized empire) の時代は、過ぎ去った⁴³⁾」という言葉をかつて、エワートは引用したが、外交の一体性が確立されていたブリティッシュ帝国が、かかる「中央集権的帝国」の名に値したというべく、このときのロンドンに、ロウエルのいう「中心的な議会および行政府」が存在していたともいえるであろう。ところが、現在、そういう時代でないことについては、アラムが、「第2次世界戦争の前夜、コモンウェルスは、さまざまな憲法的形式および発展段階を明示した。政治組織の形式として、世界に受け入れられた意味において、1939年のコモンウェルスは、1単位として、ほとんど、描写されなかった。それは、たしかに、効果的な立法の中央機関を意味する連合国家 (a federation) ではなかった⁴⁴⁾」と力説するのであり、さらに、バーカーも、同じ趣旨で、「国王は、彼の人格への共通の忠誠によって結合される違った国家の共通のつながりという彼の能力において、単一の総理大臣をもち得ない⁴⁵⁾」と論述するのである。

6 かえりみると、1919年3月の「ドミニオン総理大臣のためにサー・ロバート・ボーデンによって配布される覚え書き」において、ドミニオン首相は、ドミニオンを平和条約の当事者とする目的で、「王冠は、連合王国およびすべてのドミニオンにおいて、最高行政府 (the Supreme Executive) であるが、そ

42) Rowell, N. W., *The British Empire and World Peace*, 1922, p. 84.

43) Ewart, J. S., *Canada and War*, *The Canadian Bar Review*, Vol. 10, 1932, p. 505.

44) Ulam, A. B., *The British Commonwealth as an Example of a Multinational State System*, in "Constitutions and Constitutional Trends since World War II" ed. by Zurcher, A. J., 1955, p. 163.

45) Barker, E., *British Constitutional Monarchy*, in "Essays on Government", 1951, p. 16.

イギリス王冠の性質

これは、違った憲法的単位の内部で、違った内閣の助言に基づいて行動する。1917年の帝国戦争会議の第9決議のもとで、帝国の組織は、国家性の平等に基礎づけられるべきである」(第2項)と宣言した。1934年の南アフリカ立法の原型は、ここにあるとみられるが、かかる王冠可分説につながるドミニオンの個別性の主張は、その後、国家性を濃厚にする方向へ進んで行ったドミニオンについて、より強い意味で、適合するといわなければならない。

そもそも、ドミニオンによるベルサイユ条約締結手続きは、大臣助言制に沿うものであった。また、「1923年の帝国会議で、ドミニオン政府は」、「条約がそれ自身の個別的問題 (individual affairs) のみに関する場合、いずれか他のイギリス政府への照会 (reference) なしに、条約を締結する権限を受けとった。1924年、1925年および1926年、カナダ政府は、カナダを代表する国王を通じて、合衆国との四つの条約のみならず、フランスと一つ、イタリアと一つ、ベルギーと一つ、および、オランダと一つの条約を締結した⁴⁶⁾」というジョンストンの1927年の説明にかんがみても、王冠可分説が大臣助言制ののっとなって、確立されつつある状況をつかまえることができる。

「国王陛下は、彼が、グレート・ブリテンおよびアイルランドの国王であるのとちょうど同じように、真に、カナダおよび他のドミニオンの国王である。」「政治の範囲では、主権者は、議会に責任ある彼の憲法的助言者の助言に基づいてのみ、行動する。それゆえに、グレート・ブリテンでは、国王は、イギリス議会に責任ある内閣の助言に基づいて行動し、カナダでは、カナダ議会に責任ある内閣の助言に基づいて行動し、すべてのドミニオンにおいても、同様である。全帝国を通じて、行動するのは、同一の主権者である。しかし、彼は、帝国のいくつかの自治国家のすべてにおいて、選挙された代表を通じ、議会で表明された国民の意思に従ってのみ、行動する⁴⁷⁾」。こう、ロウエルが述べるとおり、ドミニオンにおける大臣助言制を重視する限り、到達するところは、王冠の可分性をおいてほかにない。かくて、大臣助言制の見地から、「彼が、

46) Johnston, V. K., Dominion Status in International Law, The American Journal of International Law, Vol. 21, 1927, p. 482.

47) Rowell, op. cit., pp. 82, 83.

ひとりでなく、多くの国王であること、彼がもつ総理大臣の数だけの国王であること、彼が、連合王国においてひとりの国王であり、カナダにおいてもひとりの国王であり、南アフリカにおいてまた別の国王であることは、理論的に論証⁴⁸⁾されたとして、いいであろう。かつ、「戦争宣言を含むそれらの国外問題の分野において、国王が関係コモンウェルス政府の助言に基づいて行動するということは、いまや、承認された原則である⁴⁹⁾」。

それでは、王冠は、いつごろから可分的になり始めたのであろうか。フォーセットによれば、1839年、責任政治の制度が植民地に導入されたところから、王冠は可分的になり始めたと思われる。なぜなら、その責任政治は、とりもなおさず、大臣助言制であったからである。植民地、ことに、カナダが通商条約締結のさい個別的な地域的単位となったことなど、王冠可分の著しい一つのあらわれであった⁵⁰⁾。そして、第1次大戦後、カナダがアメリカと漁業条約を締結し、アイルランドがアメリカに全権公使を派遣したことなどによって、ますます、王冠は、その可分性を強めて行った。

3 忠誠義務からみた王冠

1 すでに、大臣助言制の観点から、王冠の可分性を論じた。こうして、王冠可分説をとる場合、王冠に対する忠誠義務は、どうなるであろうか。王冠可分説は忠誠義務と矛盾しないかどうか、これがここでの課題である。

1926年のバルフォア報告（Ⅱ「グレート・ブリテンおよびドミニオンの地位」）および1931年のウェストミンスター法は、ドミニオンは、イギリスとともに、「王冠への共通の忠誠によって結合される (united by a common allegian-

48) バーカーは、なおも、強調する。すなわち、「各国家は、別々の国家である。そして、おのおのは、それ自身の総理大臣をもたなければならない。国王は、従って、その能力において、多数の総理大臣をもつ。彼は、コモンウェルスの主たる核心の国家があるだけ、総理大臣をもつ。国王は、彼を総理大臣とする国家の地域のため、別個に、おのおのの総理大臣により助言される。彼が、彼の違った総理大臣から違った別々の助言を受けることは、理論的に可能である」と (Barker, op.cit., p.19)。

49) Lauterpacht, H., Oppenheim's International Law, Vol. 1, 1962, p. 205.

50) Fawcett, op. ct., pp. 79—80.

イギリス王冠の性質

ce to the Crown)』と規定した。ドミニオンの中立権を否定する学者は、この点をつかまえて、ドミニオンの中立権と王冠に対する忠誠とは両立しないとみる。たとえば、シュミットは、つぎのように説く。「自動的交戦 (die automatische Kriegführung) が否定され、中立であろうとするかどうかの決定が、ライヒの各個別的部分に委ねられるとするならば、それにより、ライヒのほとんど完全な解体、すなわち、もっとも強い法的拘束の中止ということになり、『共通の忠誠によって結合される』というバルフォア報告の公式は、その意味を失なうであろう。まさに、戦争の場合において、王冠に対するドミニオンの忠誠義務が存在する。まさに、戦争の場合に、ライヒおよびその一部の重大な威嚇の場合に、忠誠義務は、その意味をもつ⁵¹⁾」。これによれば、戦争こそは、ドミニオンの忠誠態度を判定する踏み絵のような機会であり、参戦するドミニオンに忠誠態度が顕現される。

だが、王冠可分説を採用して、ドミニオンの中立権を肯定しても、王冠に対する忠誠には、変化はないであろう。田畑教授は、「自治領の場合には、イギリスの国王 (または女王) が、同時に、各自治領の元首となることになっているが、しかし、それは、けっして、イギリス国王としての資格において、自治領に臨むのではなく、それぞれの部分が単に国王を共通にしているにすぎない⁵²⁾」といわれる。また、エリオットは、国王は、「たまたま (通常)、グレート・ブリテンおよび他のドミニオンの国王でもあった⁵³⁾」と述べるし、ウオーカーも、「王冠が実に可分的であるとの容認は、帝国の種々の部分で、少しずつ、なされた。かつて、エドワード8世 (Edward VIII) は、『南アフリカ国王 (King of South Africa) 』として、公然と乾杯された⁵⁴⁾」と描写する。ウオーカーにおい

51) Schmid, W., Die "common allegiance" als Beschränkung der völkerrechtlichen Handlungsfähigkeit der britischen Dominien, 1938, S. 62. 同旨, Lewis, M. M., The International Status of the British Self-governing Dominions, The British Year Book of International Law, 1922—1923, p. 38. Mansergh, N., Survey of British Commonwealth Affairs: Problems of External Policy: 1931—1939, 1952, p. 86.

52) 田畑茂二郎『国際法Ⅰ』法律学全集 55・昭和32年・320ページ。

53) Elliott, W.Y., The New British Empire, 1932, p. 64.

てはもちろん、田畑教授およびエリオットにおいても、王冠の可分性が認識されていたことは明らかであるが、ここで、マンサーは、南アフリカ政府が、「南アフリカ市民の忠誠は、単に、南アフリカ国王に対するものであると主張⁵⁴⁾」したとの注目すべき事実を紹介する。そして、このことをドミニオン一般にふえんすると、横田博士のつぎの見解になると思われる。「王との関係も、イギリス本国の王に忠誠関係をもっているのではなく、王がイギリス本国の王であると同時に、それぞれの自治領の王としての資格をもち、自治領はこのそれぞれの王に対して忠誠を誓っている⁵⁵⁾」。このような各ドミニオンによる個別的な忠誠関係を、コモンウェルス全体として眺めるとき、「共通の忠誠」概念は、精彩を放つのではないか。こうみて来た結果、王冠可分説をとっても、バルフォア報告およびウエストミンスター法に抵触しないことが、確認された。王冠可分説は、王冠の物理的単一性および王冠への忠誠義務を痛感するがゆえに、その枠内でドミニオンの個別性を推進するため、案出された思考であるといえる。それは、自動的交戦の内部で、ドミニオンの自主性を擁護するために、消極的交戦が唱えられたことと類似している。

2 王冠の可分性と忠誠義務とが相容れないものではないことを証明する事件が、1936年12月、エドワード8世退位のさい、はからずも、発生した。シュアートによれば、つぎのとおりである。そのとき、「王冠が明確に分けられ、エドワード8世が、コモンウェルスの若干の部分において国王であって、ジョージ6世が他の部分において国王である短い時期があった。それゆえに、忠誠は、一時的に、ふたりの違った主権者に向けられた。南アフリカ連邦では、つぎの日の退位宣言法 (the Declaration of Abdication Act) によるより、むしろ、

54) Walker, E. A., *The British Empire: Its Structure and Spirit: 1947—1953*, 1956, p.216.

55) Mansergh, *op. cit.*, p. 86.

56) 横田喜三郎編『国際法』法律学演習講座・昭和41年・87ページ。ウイーアも、「それは、ジョージ5世およびいずれかの後継者が、別個の能力において、グレート・ブリテン国王、カナダ国王、南アフリカ国王などであること、これらの単位のおのおのが、国王として、この人間に忠誠を負うことを合意した限りで、同一の人間がグレート・ブリテンおよびドミニオンの国王であることを意味した」という (Whare, K. C., *The Statute of Westminster and Dominion Status*, 1938, p.29)。

イギリス王冠の性質

1936年12月10日の退位文書 (the instrument of Abdication) の署名によって、王冠は、イプソ・ファクトーにジョージ6世に移ったと考えられた。こうして、連邦において、ジョージ6世は、エドワード8世がまだコモンウェルスの残余の国王である1日間、君臨した。他方、アイルランドでは、1936年の国外関係法は、1936年12月12日の変更として、王位の承認を変更した。そこで、エドワード8世は、連邦におけるより2日間多く、コモンウェルスの残余のメンバーにおけるより1日間多く、君臨した⁵⁷⁾。王冠可分性の実際的とり扱いが、このように、ドミニオン側、なかんずく、南アフリカおよびアイルランドにおいてのみなされたことをもって、不十分とするなら、それは、ウォーカーのつぎの所見によって補われる。すなわち、「ジョージ6世によってとられた戴冠式の宣誓 (the coronation oath) は、別個の实在としてのコモンウェルスのすべての国家に言及した⁵⁸⁾。これらにかんがみると、エドワード8世からジョージ6世への王位継承にさいし、ドミニオン側においてのみならず、イギリス本国側においても、王冠自体の中で、可分性が作用したといえるであろう⁵⁹⁾。

3 1949年4月のブリティッシュ・コモンウェルス首相会議は、「共和形式の憲法を採択するというインドの決定およびコモンウェルスのそのメンバーシップを継続したいというその希望から生じる重要な憲法問題について見解を交換するため」、ロンドンで開催された。同年11月に採択する予定の憲法において、インドは、共和制を宣言することとなり(前文)、それにもかかわらず、コモンウェルスに残留することを希望した。首相会議が発表したコミュニケによれば、「コモンウェルスの他の諸国の政府は、」「インドがメンバーシップを継続することを受け入れ、かつ、承認する」ものとされた。また、インド政府は、国王を、「その独立構成国の自由な結合の象徴、および、そのようなものと

57) Stewart, R.B., *Treaty Relations of the British Commonwealth of Nations*, 1939, p. 380. 同旨、市村今朝蔵『英国に於ける憲政の理論と実践(国王篇)』昭和23年・276ページ。O'Connell, D. P., *International Law*, Vol. 1, 1965, p. 395.

58) Walker, op. cit., p. 216.

59) フォーセットも、「エドワード8世の退位を扱う立法は、恐らく、未解決であるが、王冠の可分性を輝かす問題を提起する」という (Fawcett, J.E.S., *The British Commonwealth in International Law*, 1963, p. 81)。

独 協 法 学

して、コモンウェルス元首として」受け入れることを明らかにした⁶⁰⁾。

その後、1952年2月6日、エリザベス2世 (Elizabeth II) が即位したとき、コモンウェルスのメンバーが、それぞれの布告 (proclamations) において彼女に与えた称号は、まことに、さまざまであった。それは、イギリスでは、「この王国ならびに彼女の他の王国および領土すべての女王・コモンウェルス元首 (Queen of this Realm and all Her other Realms and Territories, Head of the Commonwealth)」であり、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランドでは、「神の恩寵による 連合王国、カナダ (またはオーストラリアまたはニュー・ジーランド) ならびに彼女の他の王国および領土の女王・コモンウェルス元首・信仰の擁護者であるエリザベス2世 (Elizabeth the Second, by the Grace of God of the United Kingdom, Canada [or Australia or New Zealand] and her other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith)」であり、南アフリカおよびセイロンでは、「南アフリカ (またはセイロン) の女王・彼女の他の王国および領土の女王ならびにコモンウェルス元首」であり、パキスタンでは、「連合王国ならびに彼女の他の王国および領土の女王・コモンウェルス元首 (Queen of the United Kingdom and of her Realms and Territories, Head of the Commonwealth)」であった⁶¹⁾。王冠不可分説が確固として存立するなら、いきおい、称号も統一されるのではないかと考えられるが、これらの称号の中で、「コモンウェルス元首」が共通の要素となっており⁶²⁾、1949年4月のコモンウェルス首相会議でインドが受け入れた「コモンウェルス元首」は、このようにして、インド以外のコモンウェルスのメンバーにもとり入れられた⁶³⁾。

4 いま、みたとおり、比較的新しく、「コモンウェルス元首」が、登場した。そこで、これは、包括的な語感をもつため、一見、王冠不可分説に有力な裏づ

60) Mansergh, N., Survey of British Commonwealth Affairs: Problems of Wartime Co-operation and Post-War Change: 1939—1952, 1958, p.251.

61) Ibid., pp. 370—371, 372.

62) Ibid., p. 373.

63) 佐藤功『君主制の研究』昭和32年・125ページ以下。

イギリス王冠の性質

けを、従って、王冠可分説に有力な反証を提供するような印象を与える。しかしながら、これには、つぎのような事情があった。つまり、ドミニオンと異なると、共和制憲法採択のため、元首を大統領とし（第52条）、王冠に忠誠を誓い得なくなったインドのコモンウェルス残留を可能ならしめる目的で案出された便法が、この「コモンウェルス元首」なのである。忠誠義務の否定については、1949年5月10日、ネール首相が、インドで、つぎのように放送した。「コモンウェルスは、言葉のいかなる意味においても、超国家 (a superstate) ではない。われわれは、国王を、この自由な結合の象徴的元首として考察することに合意した。しかし、国王は、コモンウェルスにおいて、その地位に付着したなんらの機能をももたない。インド憲法が関する限り、国王はなんらの位置をももたず、われわれは、彼になんらの忠誠をも負わない⁶⁴⁾」。ドミニオンの中立権を否定するという共通目標のもとで、王冠不可分説が忠誠義務と握手していたのに反し、「コモンウェルス元首」があらわれた背後には、こういった忠誠義務の捨象があった。

ところで、コモンウェルス・メンバーでありながら、忠誠義務を拒否したのは、厳密には、インドが初めてではないと思われる。その前例は、態様が異なるとはいえ、アイルランドに見い出される。アイルランドの1922年憲法は、アイルランド自由国議会議員 (members of the Oireachtas) の国王に対する忠誠宣誓義務を規定していた（第17条）。だが、これは、1937年憲法にさき立って、1933年5月の憲法（宣誓廃止）法 (the Constitution (Removal of Oath) Act) により廃止された。同様に、忠誠義務を拒否しながら、インドの場合、「コモンウェルスの憲法的構造における基本的変化を意味した⁶⁵⁾」というようにとらえられるのは、「アイルランドは、不承不承かつ不機嫌に、コモンウェルスにはいっていた⁶⁶⁾」と記述されるほど、1949年4月18日、正式にコモンウェルス

64) Fawcett, *op. cit.*, p. 83.

65) Ulam, A. B., *The British Commonwealth as an Example of a Multinational State System*, in "Constitutions and Constitutional Trends since World War II" ed. by Zurcher, A. J., 1955, p.170.

66) *Ibid.*, p. 162.

を離れる前のアイルランドのコモンウェルス・メンバーとしての立場に種々問題点があったのに対し、インドのコモンウェルス・メンバーとしての地位が余りにも明白であったからではないか。

5 もとより、ドミニオンにとって、国王は、「コモンウェルス元首」であると同時に、依然、ドミニオン元首でもある。「コモンウェルス元首」が忠誠義務と結びつくならば、これを仲立ちとして、「コモンウェルス元首」と王冠不可分説とのあいだに、道は通じたかもしれない。しかし、「コモンウェルス元首」は、忠誠義務と結びつかず、従って、たとえば、マンサーの「国王ジョージ6世は、連合王国国王であり続けたように、カナダ国王、ニュー・ジーランド国王でもあり続けた⁶⁷⁾」という見解を打ち消すことができなかった。ゆえに、「コモンウェルス元首」は、王冠可分説に立脚するドミニオンの中立権に、なんらの障害とならない。アラムが、インドのコモンウェルス残留に関し、「南アフリカの地位法によって、実質上、統一の要因というより、むしろ、『可分的王冠』となった王冠が、いまや、一層弱められた⁶⁸⁾」と論述しているのに照らすと、「コモンウェルス元首」は、その表面的な包括性にもかかわらず、王冠の可分性を促進したと解される。王冠可分説は忠誠義務と対立しないものの、忠誠義務は、いまでは、インド以外のコモンウェルス・メンバーからも排除されているとみられるのであって、I・ジェニングスが、「最近まで、それ自身、フィクションのなにかである『王冠への忠誠』が、きづなとして役立つと考えられた。しかしながら、インドが独立国となるや、このフィクションさえ消えなければならぬことが、明らかとなった⁶⁹⁾」と説くのも、ペトリーが、『『コモンウェルス元首』という新しく発明された記述は、共和国の包含を容認するため、エリザベス2世の「称号の中に挿入された。この方法で、最後の統一、すなわち、ウエストミンスター法が保持していた王冠のそれは、消え去った⁷⁰⁾』とするのも、その間の事情を物語るものであろう。

67) Mansergh, op. cit., 1958, p. 252.

68) Ulam, op. cit., p. 170.

69) Sir Ivor Jennings, *The British Constitution*, 1961, p.118.

70) Sir Charles Petrie, *The Modern British Monarchy*, 1961, p. 196.

イギリス王冠の性質

それでは、今日、コモンウェルスを結合するものは、なんであろうか。この点につき、ウイアーはいう。「われわれは、1926年の宣言の言葉において、コモンウェルスのメンバーは『王冠への共通の忠誠によって結合される』と、もはや、いうことはできないけれども、われわれは、『それらの自由な結合の象徴、および、そのようなものとして、コモンウェルス元首としての女王の共通承認によって結合される』と主張できる⁷¹⁾」。忠誠義務が除去されたからには、象徴性の承認にそれを求めるほか、方策はないであろう。いいかえると、「王冠は、ザ・ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズの自由な結合の象徴である」とするウエストミンスター法（前文）の文言は、いまなお、脈打っているとしても、バルフォア報告およびウエストミンスター法中の「王冠への共通の忠誠によって結合される」という文言は、生命を失なった。このことが、インドにつき、そのまま適用されることは、バーカーによって言及された⁷²⁾が、かかる忠誠義務の退化も、また、アンチロッチの指摘するコモンウェルス自治の遠心性⁷³⁾の一つの現象として把握しても、さしつかえないであろう。

こうして、忠誠義務に照らした場合も、大臣助言制に照らした場合と同じく、王冠は可分的であるとの結論を得た。そして、ここで、なにより重要なのは、忠誠義務の消滅のため、忠誠義務の上に成立した自動的交戦原則が根本的に崩壊したということ、換言すれば、ドミニオンの中立権がますますその基礎を強固にしたということである。

71) Wheare, K. C., *The Constitutional Structure of the Commonwealth*, 1960, p. 169.

72) Barker, E., *British Constitutional Monarchy*, in "Essays on Government", 1951 p. 17.

73) D・アンチロッチ（一又正雄訳）『国際法の基礎理論』昭和17年・244ページ。